

規制シート(様式)

190195400970001

平成28年12月20日

規制の名称	建設機械抵当法	所管府省	国土交通省
根拠法令等	建設機械抵当法(昭和29年法律第97号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	土地・建設産業局建設業課長 平田 研
規制目的	建設機械に関する動産信用の増進により、建設工事の機械化の促進を図ることを目的とする。		
規制内容の概要	<p>○建設機械の所有権保存の登記を申請しようとする者は、国土交通大臣の行う記号の打刻又は既に打刻された記号の検認が必要</p> <p>○建設機械を取得したとき又は建設機械の登録事項に変更が発生したときは、変更等の届出が必要</p>	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	-	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	<p>建設機械に抵当権を設定し、動産を担保に融資を受けるニーズが建設業者等に存在するところ、動産である建設機械を抵当権の目的とする上で、公示の実効性を担保する方法が必要であり、また、建設機械の取引時の情報確認を円滑化し、建設機械が置かれている最新の情報を集約することで、建設機械の動産としての取引可能性を担保する仕組みが必要であるため。</p>	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		